

金融円滑化法終了110番

全国の弁護士会が 2日間限定 無料電話相談

経営者の電話相談に弁護士が直接お応えします。

1 こんな方はお電話ください (※事業の内容・規模は問いません)

- ・抜本的な経営改善をしなければ支援継続は難しいと金融機関から言われたが身近に相談できる専門家がない。
- ・過大な債務の返済で毎月の資金繰りが厳しい。
- ・過去に金融円滑化法に基づく返済条件の変更(リスケなど)をしてもらったが毎月の支払いに困難をきたしている。

2 相談は**無料**です (※電話代はご自身の負担となります)

- ・弁護士への相談経験のない方でも安心してご相談いただけます(秘密厳守)。

3 事業の継続・再生を後押しします

- ・弁護士等の専門家が関与することで、金融機関や取引先等から支援を受け、事業を継続できた企業がたくさんあります。
- 手遅れになる前に専門家にご相談ください。

2013年3月7日(木)・8日(金)
10:00~16:00

0570-020-110

※PHS及び一部のIP電話からはつながりません。

主催：横浜弁護士会・日本弁護士連合会

金融円滑化法終了110番に関するお問い合わせ

横浜弁護士会 045-211-7711

